

事務連絡  
平成26年12月26日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に  
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第498号）が公布され、平成27年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成26年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成27年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分112の(9)を次のように改める。

(9) トリプルチャンバ（Ⅲ型）

① 標準型

B0021120901

② 自動調整機能付き

B0021120902

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正前

改正後

(別表)

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112 ベースメーカー			
(1)	シングルチャンプ		
①	標準型	B002:112:01:01	
②	MR I 対応型	B002:112:01:02	
(2)	削除		
(3)	デュアルチャンプ (I型・II型)	B002:112:03	
(4)	削除		
(5)	デュアルチャンプ (III型)	B002:112:05	
(6)	デュアルチャンプ (IV型)		
①	標準型	B002:112:06:01	
②	MR I 対応型	B002:112:06:02	
(7)	トリプルチャンプ (I型)		
①	標準型	B002:112:07:01	
②	極性可変型	B002:112:07:02	
(8)	トリプルチャンプ (II型)		
①	単極用又双極用		
ア	標準型	B002:112:08:01:1	
イ	MR I 対応型	B002:112:08:01:2	
②	4極用	B002:112:08:02:1	
(9)	トリプルチャンプ (III型)	B002:112:09	

112 ベースメーカー			
(1)	シングルチャンプ		
①	標準型	B002:112:01:01	
②	MR I 対応型	B002:112:01:02	
(2)	削除		
(3)	デュアルチャンプ (I型・II型)	B002:112:03	
(4)	削除		
(5)	デュアルチャンプ (III型)	B002:112:05	
(6)	デュアルチャンプ (IV型)		
①	標準型	B002:112:06:01	
②	MR I 対応型	B002:112:06:02	
(7)	トリプルチャンプ (I型)		
①	標準型	B002:112:07:01	
②	極性可変型	B002:112:07:02	
(8)	トリプルチャンプ (II型)		
①	単極用又双極用		
ア	標準型	B002:112:08:01:1	
イ	MR I 対応型	B002:112:08:01:2	
②	4極用	B002:112:08:02:1	
(9)	トリプルチャンプ (III型)		
①	標準型	B002:112:09:01	
②	自動調整機能付き	B002:112:09:02	